

# 集合住宅のごみ集積施設（ごみ置場）設置について

令和2年8月 環境課作成

マンションやアパートなどの集合住宅を建設する際は、戸数（世帯数）に応じてごみ置場の設置が必要です。なお、ごみ収集ルートおよびごみ置場の設置位置については、戸数に関係なく事前に環境課に確認・協議をお願いします。

## 1 10戸以上の集合住宅の場合



10戸以上の物件は、ごみ置場の設置基準を設けています。また、都市計画課への開発申請が必要です。

※収集対象：可燃物・缶・ビン・ペットボトル・不燃物

- ① 環境課にて、事前に「ごみ収集ルート」および「ごみ置場の設置位置」を確認・協議する（地図持参）
- ② 都市計画課との協議の際に、ごみ置場に関する書類を提出する



- ③ 書類の確認および審査



- ④ 着工および竣工 ※構造などに変更が生じた場合は、再度協議が必要



- ⑤ ごみ置場の完了検査を受ける ※環境課への連絡が必要
- ⑥ 入居10日前までに「ごみ集積施設設置届」、「位置図」を環境課に提出する



- ⑦ ごみ収集開始



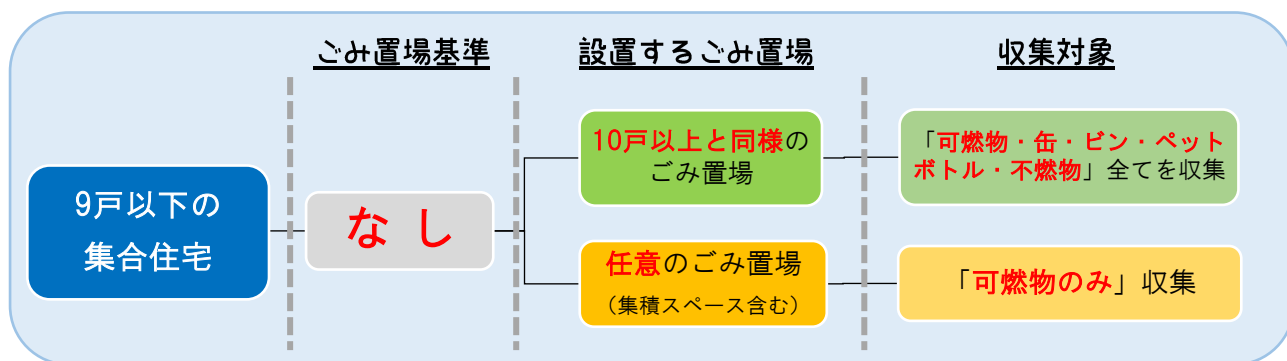
## 2 9戸以下の集合住宅の場合



9戸以下の物件は、ごみ置場の設置基準はありませんが、近隣住民とのトラブル防止やごみ収集を円滑に行うため、できるだけ設置するようお願いします。

収集対象は「可燃物のみ」になります。不燃物などその他のごみについては、地域に設置されているごみ収集ステーションを地元と協議の上で使用してください。

ただし、10戸以上と同様のごみ置場を設置する場合は、可燃物に加え、不燃物などのその他のごみも収集します。



## ■ 10戸以上と同様のごみ置場を設置する

※収集対象：可燃物・缶・ビン・ペットボトル・不燃物

- ① 事前に環境課にごみ収集ルート、ごみ置場の設置位置を協議する（地図持参）
- ② 「住宅平面図」、「ごみ置場構造図」を環境課に提出し、確認を受ける



- ③ 着工および竣工 ※構造などに変更が生じた場合は、再度協議が必要



- ④ 入居開始 10 日前までに、「ごみ集積施設設置届」に「ごみ集積施設に関する誓約書」と「物件位置図」、「ごみ置場構造図」を添付し環境課に提出する
- ⑤ ごみ置場の完了検査を受ける



- ⑥ ごみ収集開始

## ■ それ以外のごみ置場（集積スペース含む）を設置する

※収集対象：可燃物のみ

- ①、② は上「10戸以上と同様のごみ置場を設置する」と同様



- ③ 地域のごみ収集ステーションの使用について、地元と協議を行う



- ④以降は、上「10戸以上と同様のごみ置場を設置する」の③～⑥と同様

※集積スペースを設ける場合は、「ごみ置場構造図」は不要です。

住宅前の道が極端に狭い、または、行き止まりなどの場合は、ごみ置場を設置してもごみ収集できないことがあります。必ず事前に環境課でごみ収集ルートなどの確認をしてください。